

平成28年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月高浜市議会定例会は、平成28年6月10日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部改正について
議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正について
議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
報告第4号 権利放棄の報告について
報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第6号 繰越明許費繰越計算書（土地取得費特別会計）
報告第7号 平成27年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第8号 平成27年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 長谷川広昌 | 6番 | 黒川美克 |
| 7番 | 柴田耕一 | 8番 | 幸前信雄 |
| 9番 | 杉浦辰夫 | 10番 | 杉浦敏和 |

11番 神谷直子
13番 北川広人
15番 小嶋克文

12番 内藤とし子
14番 鈴木勝彦
16番 小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | |
|------------------------------|-------|
| 市 長 | 吉岡初浩 |
| 副 市 長 | 神谷坂敏 |
| 教 育 長 | 都築公人 |
| 企 画 部 長 | 神谷美百合 |
| 総合政策グループリーダー | 野口恒夫 |
| 人事グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 総 務 部 長 | 内田 徹 |
| 財務グループリーダー | 岡島正明 |
| 市民総合窓口センター長 | 大岡英城 |
| 市民窓口グループリーダー | 三井まゆみ |
| 市民生活グループリーダー | 芝田啓二 |
| 税務グループリーダー | 山下浩二 |
| 福 祉 部 長 | 加藤一志 |
| 地域福祉グループリーダー | 木村忠好 |
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹内正夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野口真樹 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー | 磯村和志 |
| こども未来部長 | 中村孝徳 |
| こども育成グループリーダー | 都築真哉 |
| 文化スポーツグループリーダー | 鈴木明美 |
| 都 市 政 策 部 長 | 深谷直弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田中秀彦 |
| 企業支援グループリーダー | 島口 靖 |
| 都市防災グループリーダー | 神谷義直 |
| 上下水道グループリーダー | 杉浦睦彦 |
| 地域産業グループリーダー | 板倉宏幸 |
| 会 計 管 理 者 | 長谷川宜史 |

学校経営グループリーダー 内藤 克己
学校経営グループ主幹 岡本 竜生
監査委員事務局長 杉浦 義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 加藤 元久
主 査 内藤 修平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公正なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本年4月、障害者差別解消法が施行され、これを受け、本市におきましても障がい者差別解消の推進に関する職員対応要領を策定いたしました。全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け努めてまいります。

次に、本日提案をさせていただきます案件でございますが、一般議案6件、補正予算1件、報告6件の計13件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審査の上、御可決

あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます。

また、後日、高浜市商工会等物件移転補償等及び高浜市小学校等整備事業に係ります一般会計補正予算を追加提案させていただく予定がございますので、これにつきましても御配慮賜りますようお願い申し上げます。招集挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（杉浦敏和） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦敏和） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、14番、鈴木勝彦議員、15番、小嶋克文議員を指名いたします。

○議長（杉浦敏和） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成28年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月17日及び6月3日に議会運営委員会を委員全員出席のもと開催いたしました。

当局より提示されました案件につきましては、検討いたしました結果、会期は本日より6月29日までの20日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、議案第43号から議案第49号までの上程、説明並びに報告第3号から報告第8号までについて報告を受けます。

6月14日及び15日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月17日に議案第43号から議案第49号までについて総括質疑を行い、総務建設委員会については議案第43号から議案第46号まで及び議案第49号並びに陳情第7号を付託、福祉文教委員会については、議案第47号から議案第49号まで及び陳情第8号を付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第49号を付託し、審査願うことに決定いたしました。

なお、常任委員会においては閉会中の継続調査申出事件についても審査願います。

各常任委員会及び特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知をいただきますようお願いいたします。

最終日の6月29日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から6月29日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの20日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書2件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦敏和） 日程第3 議案第43号から議案第48号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料の1ページをあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正に伴い、その金額を準用する関係条例について改正をさせていただくものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正で、その第4条第2号の改正は、選挙運動用自動車の使用に係る有償契約を締結した場合における公費負担額の1日当たりの限度額を一般運送契約以外の契約の場合の自動車の借り入れについては1万5,300円を1万5,800円に、燃料の供給については7,350円を7,560円に引き上げるものでございます。

第2条は、高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正で、その第4条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に係る有償契約を締結した場合における公費負担額をポスター1枚当たりの印刷費単価510円48銭を525円6銭に引き上げるものでございます。

この改正により、候補者1人当たりのポスター作成の公費負担の限度額は、1枚当たり2,833円となり、ポスター掲示場の数が78カ所ありますので、22万974円となるものでございます。

第3条は高浜市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正で、その第4条の改正は、選挙運動用ビラの作成に係る有償契約を締結した場合における公費負担額をビラ1枚当たりの印刷費単価7円30銭を7円51銭に引き上げ、第5条の改正では、公費負担の限度額について、候補者1人当たりの積算基礎となる印刷費単価の限度額を同様に改正するものでございます。

これらの改正は、附則におきまして公布の日から施行することといたしております。

慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第44号から議案第45号までの2議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正から御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に公布、平成28年4月1日より施行されました地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、所定の規定の整備をいたすものであります。

議案参考資料の2ページを御参照いただきますようお願いいたします。

まず、第2条の改正は、課税限度額につきまして、基礎課税額医療分を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額支援金分を現行の17万円から19万円に改正いたすものであります。

また、第23条の改正は、所得の少ない世帯にかかわる被保険者の軽減拡大の基準を5割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の47万円から48万円に改定いたすものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を公布の日からといたし、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの保険税につきましては、従前の例によることといたしております。

次に、議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料2ページ、3ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正といたしまして、個人番号の独自利用及び庁内連携に係る事務を加えるものであります。

加える事務につきましては、まず、別表第1に規定する事務でございますが、第4条第1項に規定する個人番号を独自利用する事務といたしまして、高浜市母子家庭等医療費支給条例による高浜市母子家庭等医療費の支給に関する事務、高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則による後期高齢者に対する福祉医療費の支給に関する事務、以上2事務にかかわる規則で定める事務について、個人番号を独自利用することとするものであります。

また、別表第2では、第4条第2項に規定する庁内連携による個人番号を独自利用する事務について規定するものといたしまして、別表第1に掲げる2事務をそれぞれ別表第2の右の欄に掲げる保有特定個人情報につきまして独自利用することとするものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するとしておりますのは、公布の日から起算して4年を超えない範囲で政令で定める日とされており、実際の運用は平成29年7月が見込まれております。

以上、議案第44号、議案第45号の議案につきまして、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一

部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページ及び新旧対照表もあわせて御参照ください。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

消防団員等公務災害補償制度による災害補償給付は、社会保障給付の一環をなすものであるため、同一の事由について、他の法律による給付が受けられる場合には調整を行うこととされております。今回の改正の概要は、附則第5条において、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合は、傷病補償年金または休業補償については調整率を現行の0.86から0.88に改正し、特殊な公務災害による場合の調整率は傷病等級に応じて、1級は現行の0.9から0.91に、2級は現行の0.9から0.92に、その他の等級は現行の0.91から0.92にそれぞれ改正するものでございます。

なお、附則において、条例は公布の日から施行することといたし、改正後の条例の規定は本年4月1日から適用し、附則第2項及び第3項において経過措置を定めております。附則第2項は、改正後の条例の規定については、適用日以後に生じた事由による補償及び同日以後の期間に係る補償について適用し、同日前に生じた事由に係る補償等については、なお従前の例によることといたしております。

附則第3項は、改正前の条例附則第5条の規定に基づき、支給された年金たる補償等に係る内払いに関する規定でございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもので、公務災害により傷病補償年金または休業補償が支給される場合において、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等があわせて支給されるときは、傷病補償年金または休業補償に調整率を乗じて減額して支給されることとなりますが、この調整率を0.86から0.88に改定するものです。

なお、条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日にさかのぼって適用されることとしております。

また、経過措置として、附則第2項では新旧条例の適用関係に関する規定を、第3項では遡及適用における内払いに関する規定をそれぞれ設けております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表、参考資料の3ページ、4ページ及び議案第48号説明参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市立幼稚園の授業料の減免について所要の規定の整備を行うものでございます。

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園の利用認定を受けた子供の利用者負担額については、私立、公立を問わず国が示す上限額以下としなければならないとされております。

3月31日付で子ども・子育て支援法施行令が改正され、多子世帯及びひとり親世帯、在宅障害児・者のいる世帯、生活困窮世帯のひとり親世帯等について、授業料の負担軽減措置が実施されることとなりました。多子世帯については、市民税所得割課税額が7万7,100円以下、年収約360万円未満相当の世帯に対する措置として、現行制度において、小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃するとともに、同区分におけるひとり親世帯等については優遇措置を拡充し、第1子の授業料を半額に、第2子以降の授業料を無料とするものでございます。

本市の公立幼稚園の授業料は月額8,000円ですが、今回の負担軽減措置によって、国基準を上回っている部分の授業料について条例改正をお願いするもので、今回の改正にあわせて授業料の減免について定めております第6条別表を全部改正するものでございます。

それでは、別表の内容について順次説明させていただきます。

まず、第1階層は生活保護世帯等の世帯で、授業料の全額を免除するものでございます。

第2階層は市民税所得割非課税世帯及び養育里親世帯等の第1子について、年額6万円を減免。

第3階層は市民税所得割課税額が5,000円以下の世帯の第1子、第2子について、年額2万8,800円を減免。

第4階層は市民税所得割課税額が5,000円を超え1万円以下の世帯の第1子、第2子について、年額1万900円を減免するものでございます。

次に、第5階層の市民税所得割課税額が1万円を超え7万7,100円以下となる世帯の第1子、第2子及び第6階層の市民税所得割課税額が7万7,100円を超える世帯の第1子、第2子については、本市における現在の授業料算定に係る所得階層の全体像を示すために今回この表に追加したものでありますが、ともに減免措置はございません。

備考1は、市民税所得割非課税世帯及び養育里親世帯等と市民税所得割課税額が7万7,100円以下となる世帯の第3子以降については、授業料の全額を免除することを規定しております。

備考2は、市民税所得割課税額が7万7,100円を超える世帯の第3子以降については授業料の全額を免除することを規定しておりますが、多子計算に係るカウントについては、これまでと同様の扱いでございます。

備考3は、市民税所得割非課税世帯及び養育里親世帯等の第2子については年額7万8,000円の減免を、同世帯がひとり親世帯等である第2子については授業料の全額を免除することを規定しております。

備考4は、今回の改正で新たに追加された減免規定で、市民税所得割課税額が7万7,100円以下のひとり親世帯等の第2子については授業料が国において無料となったことから、授業料の全額を免除することを規定しております。

最後に、備考5はひとり親世帯等の世帯において、市民税非課税世帯及び養育里親世帯等の第1子については授業料の全額を免除し、市民税所得割課税額が1万円を超え7万7,100円以下となる世帯の第1子については、今回の改正で新たに追加された減免規定で、授業料が国において月額7,550円となったことにより、月額では450円、年額で5,400円を減免することを規定しております。

ちなみに、平成28年4月の園児の状況で、今回の減免措置に伴う授業料への影響は、現時点ではないと見込んでおります。

なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から適用することといたしておりますが、当該年度の市民税所得割課税額が確定するのが6月中旬であり、減免処理についてもそれ以降になることから、遡及措置による影響は特段ないと考えております。

説明は以上で終わります。原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 日程第4 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,457万8,000円を追加し、補正後の予算総額を144億2,197万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、13款2項2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援システム改修費に対する子どものための教育・保育事業費補助金及び保育所等の業務効率化推進事業費に対する

保育対策総合支援事業費補助金を新たに計上するものであります。

16款1項2目民生費寄附金は、食育10周年記念事業に対する寄附金について、地域活性化センター助成金が見込めることとなったことから、当該額を減額いたすものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

19款4項4目雑入は、第31回国民文化祭の事業費に対する愛知県国民文化祭実行委員会からの助成金、食育10周年記念事業に対する地域活性化センターからの助成金及びまちづくり協議会に設置する印刷機及びAEDの購入費に対する自治総合センターからの助成金を計上いたすものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

2款1項3目市民活動支援費では、地域内分権推進事業においてまちづくり協議会に設置する印刷機及びAEDの購入費を計上いたしております。

4目情報公開費では、情報公開事業において情報公開審査会を当初見込みより多く開催する必要があることから、委員報酬及び費用弁償を増額し、9目財政管理費では、財政管理事業において統一基準に対応した公会計システムの購入費及び導入支援業務委託料を計上いたしております。

12目企画費では、公共施設あり方計画推進事業において、勤労青少年ホーム跡地活用を検討する業務委託料を計上し、18目防災対策費では、防災活動事業において防災専門官を雇用するための賃金等を計上しております。

3款1項6目高齢者社会参加推進費では、高浜市シルバー人材センター支援事業において、国の補助額の確定に伴い増額をいたすものであります。

3款2項2目保育サービス費では、保育園管理運営事業において保育所等の利用者負担軽減措置の改定に伴う子ども・子育て支援システムの改修業務委託料及び業務効率化推進事業に取り組む保育所等に対する補助金を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費では、予防接種事業において本年10月からB型肝炎ワクチンが定期接種化されることに伴う個別予防接種委託料、保健総合システム修正業務委託料を計上いたしております。

7款1項2目商工業振興費のコミュニティ・ビジネス創出支援事業では、平成27年度一般会計補正予算（第6回）において、国補正予算による地方創生加速化交付金を財源とし、予算計上したことから、平成28年度当初予算で計上した業務委託料を減額いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助事業及び認定こども園幼稚園機能運営費補助事業において平成27年度実績見込みを踏まえ、運営法人との協議により各補助金を減額

いたすものであります。

10款5項3目生涯学習推進費では、生涯教育活動推進事業において第31回国民文化祭の開催に当たり、市実行委員会事業費補助金を計上いたしております。

以上が高浜市一般会計補正予算（第1回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 日程第5 報告第3号から報告第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、報告第3号から第4号までの2件について御報告させていただきます。

まず、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し等請求にかかわる訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、去る5月23日付で専決処分をさせていただきましたので、同条2項の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

相手方は市営住宅に入居する男性で、訴えの内容は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるものです。

支払いを求める内容の内訳については、平成19年から現在に至るまで55カ月分にわたる滞納家賃28万2,800円のほか、本市より相手方へ契約解除を通知した翌日に当たる平成28年5月22日から明け渡しが履行されるまでの家賃相当額となる月3万9,800円の損害金、5月22日から滞納家賃の全額が納付されるまでの年5%の割合による遅延損害金、訴訟費用に当たる印紙代3,000円（訂正後述あり）となっております。

訴えの理由について、相手方は市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、これに対する催告、督促や最終催告兼住宅明け渡し予告に応じておりません。また、本来の契約者である母親の死後において公営住宅法に定める承継の手続を行うよう求めておりますが、これにも応じておらず、市から相手方への連絡がとれない状態です。

これらのことから、市営住宅入居者間の公平性を保ち、また、本人の滞納をこれ以上ふやさないため、早急に当該住宅家賃の支払い及び明け渡しを求める訴えを提起する必要があると、専決処分とさせていただきましたので、御報告申し上げます。

続いて、報告第4号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条第1号により、別紙のとおり私債権110件73万7,345円について、平成28年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定によりこれを御報告申し上げます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成27年度不納欠損分として17件32万1,800円、水道使用料について、平成27年度不納欠損分として93件41万5,545円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号「当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。」により債権放棄をさせていただきましたので、債権管理条例第13条の規定により議会に報告申し上げるものでございます。

なお、平成27年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

申しわけございません。先ほど報告第3号 専決処分において、訴訟の費用にあつた印紙代ですが、3,000円と申しましたが2,000円でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御報告申し上げます。

本件は、平成27年12月定例会における高浜市一般会計補正予算（第3回）、平成28年3月定例会における高浜市一般会計補正予算（第5回）及び（第6回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました14の事業につきまして、平成28年度に繰り越しをさせていただきましたので、その御報告をさせていただくものでございます。

繰越明許費繰越計算書の1ページをお願いいたします。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費の端末機器セキュリティ強靱化業務委託事業では、本年1月20日に成立した国の平成27年度一般会計補正予算——以下、国補正予算と申し上げます——における地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金について、地方公共団体情報システム機構負担金は個人番号カード交付事業費補助金を活用した事業で、平成28年度に実施する事業であることから繰り越しをいたすものでございます。

3款民生費の臨時福祉給付金給付事業は、国補正予算の年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る事業で、平成28年度に実施する事業であることから繰り越しをいたすものでございます。

7款商工費の用地測量業務委託料及び整地工事業は、市東部地区の工業用地創出における代替地の測量及び整地工事が年度内に事業完了が見込めないこと、また、コミュニティ・ビジネス創出支援業務委託料ほか3事業は、国補正予算の地方創生加速化交付金を活用した事業で、平成28年度に実施する事業であることから繰り越しをいたすものでございます。

8款土木費の道路橋りょう修繕工事業は、清吉橋の修繕工事において実施設計を行った結果、当初見込みより修繕箇所が増嵩したことにより、年度内に完了することが見込めないことから繰り越しをいたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

10款教育費の高浜小学校土地境界測量業務委託事業は、関係者との調整に不測の日数を要したこと、中学校屋内運動場吊り天井等改修工事事業は、国補正予算における学校施設環境改善交付金について、かわら美術館3階空間設計業務委託事業ほか1事業は、国補正予算の地方創生加速化交付金を活用した事業で、平成28年度に実施する事業であることから繰り越しをいたしましたものがございます。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第6号 繰越明許費繰越計算書（土地取得費特別会計）について御報告を申し上げます。

本件は、本年3月定例会における議案第42号 土地取得費特別会計補正予算（第2回）において、繰越明許費としてお認めをいただいたもので、これを平成28年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものがございます。

繰り越しの内容は、土地取得事業において市道港線の収用対象地の残地を隣地の地権者へ処分するために取得をするもので、残地に建築をしてある建物が年度内に除去できないため、年度内の完了が困難になったことから、平成28年度に繰り越すことといたしましたものがございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第7号 平成27年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月12日に会計監査に付し、5月20日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものがございます。

平成27年度の決算書をお願いいたします。

初めに、3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、平成27年度は市道港線視距改良及び歩道設置事業、横浜橋南工区の用地の先行取得を執行いたしました。処分は、平成26年度に先行取得した取得と同一事業の用地処分を執行いたしました。

次に、4ページをお願いいたします。

理事会議決事項は、平成27年度は2回の理事会を開催いたしております。

次に、5ページ及び6ページをお願いいたします。

事業報告は事業別の明細で、一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄をごらんください。

期末の保有面積は5,351.81平方メートルで、金額は3億9,125万2,652円でございます。

次に、7、8ページをお願いいたします。決算報告書でございます。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は、決算額が5,527万1,771円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等の収益でございます。

2 款事業外収益の決算額 1 万124円は現金預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の 1 款事業原価の決算額5,357万6,316円は公有地売却収益に対する原価でございます。

2 款販売費及び一般管理費の決算額113万7,880円は役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付地に係る整地工事費や固定資産税等の支払い等でございます。

次に、9 ページ、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の 1 款資本的収入の決算額は 1 億4,129万7,431円で、内訳は公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出の 1 款資本的支出の決算額は 1 億4,129万7,231円で、内訳は 1 項公有地取得事業費は、市道港線視距改良及び歩道設置事業、横浜橋南工区の用地に係る用地費、補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息などでございます。

また、2 項償還金は、市道港線視距改良及び歩道設置事業、横浜橋南工区用地の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございますが、平成27年度に先行取得をした用地に建築してある建物が年度内に除去できないため、用地取得に係る予算の一部を平成28年度に繰り越しをさせていただいております。翌年度繰越額は1,358万338円で、その財源は借入金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、平成27年度は当期純利益が56万7,699円となりました。

次に、13ページをお願いいたします。

貸借対照表は平成28年 3 月31日現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の 4 億4,156万582円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

事業原価計算書は公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、平成27年度末の公有用地の原価は 1 億8,833万6,446円となっております。

次に、下段の剰余金計算書及び15ページ上段の剰余金処分計算書でございますが、平成26年度から繰り越された利益剰余金と平成27年度の当期純利益との合計額8,953万4,237円を平成28年度に繰り越しをいたしましたものでございます。

次に、財産目録は平成28年 3 月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が9,953万4,237円でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、平成27年度は現金及び現金同等物が56万7,899円増加をいたし、期末残高は2,672万7,592円となっております。

次に、17ページをお願いいたします。

資本金明細表は公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、借入金明細表は当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、平成28年3月31日現在の借入金は3億2,844万5,807円で、現在の融資利率は0.125%でございます。

最後に、18ページをお願いいたします。

この表は平成28年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、報告第8号 平成27年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成27年度第22期決算報告書の1ページをお願いいたします。

初めに営業の報告でございます。

平成27年度は高浜市から39業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから18業務を受託しております。この結果、平成27年度の売上高は約6億90万円となっております。

この内容につきましては、4ページの売上高明細書のとおりでございます。

再び1ページをお願いいたします。

次に、従業員の体制でございますが、平成28年3月31日現在で正規社員72人、臨時社員193人、合計265人により各種業務の遂行に当たっております。

2ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の合計額は2億6,498万94円で、資産の部では、流動資産が現金・預金、未収入金など合わせまして2億5,294万3,760円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして1,203万6,334円で、このうち有形固定資産の建物につきましては、観光案内所としてのコンテナ、建物附属施設につきましては、観光案内所の附帯工事によるものでございます。

次に、負債の部でございます。

流動負債は買掛金から賞与引当金まで合わせて6,052万8,742円で、固定負債は長期リース債務161万1,526円であります。

純資産の部では、資本金と利益剰余金で2億283万9,826円となっております。

3ページの損益計算書をお願いいたします。

平成27年度の売上高は6億89万8,650円で、販売費及び一般管理費は5億2,413万188円で、その内訳は、5ページの販売費及び一般管理費のとおりでございます。

再び3ページをお願いいたします。

平成27年度の営業利益は1,285万3,188円、税引前当期純利益は1,337万2,698円で、当期純利益は950万2,458円であります。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦敏和） ただいまの報告第3号から報告第8号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月14日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時50分散会
